

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置（B・C）の各回収器出口側ドレン配管に振動の発生が認められたため、当該部を調査後、対応検討	D	
2	1号機	活性炭ホールドアップ建屋消火系配管の保温材より水のリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
3	2号機	プロセス計算機によるプラント性能計算処理ロジックの確認において、復水器ホットウェルレベル（A）平均値処理に誤りが認められたため、対応検討	C	
4	2号機	プロセス計算機の内部時計に時刻ずれ（約3分10秒の遅れ）が認められたため、時刻を修正および対応検討	C	
5	3号機	制御棒駆動水圧系流量調整弁（A）の作動用空気配管継手部に空気のリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	火災受信盤に警報（アラップ（ALAP）建屋排風機室火災）が発生したことから、確認したところ、誤警報であることが認められたため、火災受信盤を復旧、および検出器を点検	D	
7	4号機	高圧注水系ポンプの定例試験後、同系に「タービン排気側ドレンポット水位高」が発生、その後復帰する事象が発生したことから確認したところ、タービン入口弁にシートリークがあると考えられるため、対応検討	C	
8	5号機	原子力安全基盤機構による定期事業者検査（可燃性ガス濃度制御系フロア点検）の安全管理審査において、液体浸透探傷検査記録の一部に誤記が認められたため、対応検討	C	
9	5号機	照明用分電盤（LP-5W13）点検において、回路No. 6（廃棄物処理建屋水銀灯及び常用照明）の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、対応検討	D	
10	5号機	活性炭ホールドアップ建屋地階気体廃棄物処理系真空ポンプ（A）室の電線管壁貫通部より水のにじみ、および床面への滴下（約0.4リットル）が認められたため、当該滴水を汚染検査（汚染なし）後、除去および貫通部を点検・修理	D	
11	5号機	原子炉建屋地階炉心スプレイ系ポンプ（A）室の配管壁貫通部のラバーブーツに破損および水の滴下跡が認められたため、当該部を汚染検査（汚染なし）およびラバーブーツを交換	D	
12	6号機	主復水器細管洗浄装置（B1）捕集器差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）プリコート第1弁開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全開でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	主タービン・発電機軸受温度記録計に指示値不良（全軸受の指示値が一時的に約1℃下降、その後復帰）が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	D	
15	その他	放射線施設等の廃止に係わる「放射線施設の廃止に伴う措置の報告書」の未提出が認められたため、当該報告書を作成・提出	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで